

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 棚井 澄雄 様 あて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 PC-25205		発送日 (日.月.年) 29.05.2018	
国際出願番号 PCT/J P 2018/008989		国際出願日 (日.月.年) 08.03.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q20/34(2012.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日本電気株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 18.05.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 衣川 裕史 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	5 L	9 5 5 7

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-13	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	3, 5	有
	請求項	1-2, 4, 6-13	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-13	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2013-137661 A (楽天株式会社) 2013.07.11, 段落
 [0037]-[0040], [0050], [0075]-[0081], 図1, 7-8 & US 2014/0351122 A1, 段落
 [0048]-[0051], [0062], [0087]-[0093], 図1, 7-8
 文献2 : JP 2007-122099 A (富士電機リテイルシステムズ株式会社) 2007.05.17, 段落
 [0020]-[0026], 図2 (ファミリーなし)

(請求項1-2, 4, 6-13について)

請求項1-2, 4, 6-13に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。

文献1には、支払端末10 (請求項1-2, 4, 6-10, 12-13における「端末装置」に相当)、管理サーバ30 (請求項1-2, 4, 6-9, 11-12における「決済制御装置」に相当)、決済端末40とを備えた電子マネーシステムが記載されており、支払端末10及び決済端末40は複数台存在しうること、支払端末10の残高制御部13が、管理サーバからの同期要求に含まれるサーバ残高を電子マネー記憶部107aに格納することで端末残高を上書きすることで、サーバ残高と端末残高とが一致することが記載されている。

文献2には、取引管理システムが記載されており、電子マネー記録媒体が保持する取引情報にカード取引通番を含んでおり、カード取引通番が各カードの取引情報に抜けがないかチェックする際に用いることが記載されている。

が記載されている。

文献1-2に記載された発明は、共に、電子マネーを用いた決済のためのシステムである点において技術分野が共通しているから、文献1に記載された上記発明において、文献2に記載された上記発明を採用して、サーバ残高と端末残高とを同期する際に取引通番を用いてカードの取引情報に抜けがないかチェックすることは、当業者が容易に想到し得たことであり、カードの取引情報に抜けがあった場合に、残高の更新を行わないようにすることは、当業者が適宜容易になし得たことと認められる。

[補充欄へ続く]

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(請求項 3 について)

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

文献 1 - 2 には、本願請求項 3 に係る発明が有する、端末装置から残高更新処理の完了通知を受信し、当該完了通知を送信した端末装置とは異なる端末装置に、更新指示識別番号を含む残高更新指示情報の破棄要求を送信する指示破棄要求部について記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

(請求項 5 について)

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

文献 1 - 2 には、本願請求項 5 に係る発明が有する、残高記憶媒体の移動範囲に基づいて、残高記憶媒体の媒体識別情報を含む残高更新指示情報の送信先の複数の端末装置を決定することについて記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。